

令和4年度 第1回 門真市子ども・子育て会議
就学前教育・保育部会 議事録

- 1 日 時：令和4年11月30日（水）午後1時30～2時30分
- 2 場 所：門真市役所 本館2階 厚生会会議室
- 3 出席者：合田部会長、須河内副部会長、熊谷委員、足立委員、清水委員
- 4 事務局：こども部 南野部長、寺西次長
こども政策課 美馬課長、小西課長補佐、浅尾主任、川崎係員
保育幼稚園課 笹井課長、田中主査
子育て支援課 高田課長、三谷課長補佐
- 5 傍聴者：0名
- 6 議 題：(1) 「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて
(2) その他
- 7 議事録

(事務局)

定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第1回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。予めご了承くださいますようお願いいたします。

本日は、5名の委員にご出席いただいております、過半数を超えておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は、傍聴者の方は来られておりません。

それでは、初めに、本日の資料確認をさせていただきます。

次第が1枚目にありまして、「資料1 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会委員名簿」、「資料2 幼児期の教育・保育の提供体制と確保方策の見直しについて」、「資料3 幼児期の教育・保育の提供体制と確保方策の見直し案について」、「資料4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の見直しについて」、「資料5 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」以上となっております。

不足のある方は事務局まで申し出ください。

よろしいでしょうか。

次に、就学前教育・保育部会に参加いただいている委員についてですが、資料1として委員名簿を配付しております。

個別のご紹介は、8月22日に開催した子ども・子育て会議でさせていただきましたので、この場では割愛させていただきます。

それでは、次第1「部会長及び副部会長の選任について」に移りたいと思います。

今回は昨年10月30日の委嘱・任命以降、初めての部会となりますので部会長及び副部会長を委員の互選により選任いただくこととなっております。

事務局からの提案としまして、全体会議と同様に合田委員に部会長を、須河内委員に副部会長をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議はありません。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、合田委員に部会長を、須河内委員に副部会長をお願いしたいと思います。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、部会長に一任したいと思います。よろしくをお願いいたします。

(合田部会長)

改めて、皆さん、こんにちは。

コロナが増加している中、また、本当にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今回も忌憚のない意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

「議題1 『門真市第2期子ども・子育て支援事業計画』の中間年の見直しについて」、事務局より説明をよろしくお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

資料の方が多く、行ったり来たりしますのでなるべくゆっくりと説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、今回、見直しを行うのは、第2期門真市子ども・子育て支援事業計画で定めている「幼児期の教育・保育の提供体制」と「地域子ども・子育て支援事業」それぞれの量の見込みと確保方策となります。

両方の内容をまとめて説明すると長くなりますので、まずは、「幼児期の教育・保育の提供体制」の見直しについてご説明させていただきます。

「幼児期の教育・保育の提供体制」とは、保育所や認定こども園などの就学前教育・保育施設を利用すると見込まれる児童数と、それに対する施設の受入可能人数を想定したものです。

その見直しの基準や見直しの方法などについては資料2にまとめております。

また、別紙として資料2の各項目の補足資料を準備しておりますので、合わせてご覧ください。

まず、1の「内閣府より示されている見直しのための考え方について」ですが、市町村計画に設定した提供区域ごとに「教育・保育給付認定区分ごとの令和3年4月1日時点における実績値」と「市町村計画における『量の見込み』」を比較し、10%以上のかい離がある場合は要因の分析と見直しを行うこととされております。

なお、内閣府より示されている考え方は資料5として配付しております。

次に、2の「推計児童数の見直しについて」ですが、別紙1を合わせてご覧ください。

こちらは、1番目の表が「計画で定める推計児童数」、2番目の表が「児童数の実績」、3番目の表が「計画に対する実績の割合」となっており、令和2年度から令和4年度までの数値を記載しています。

「計画に対する実績の割合」を見ていただくと、各年度ともにいずれの歳児もかい離率が10%を超えておりませんので、見直しは行わないこととしています。

次に、資料2の3をご覧ください。

「幼児期の教育・保育に係る量の見込みと認定数について」ですが、別紙2を合わせてご覧ください。

別紙2には、計画で定めた1号～3号の認定ごとに量の見込みと実績及びかいり率を記載しております。

1枚目の北部の表をご覧ください。

計画の表では②の量の見込み、実績の表では⑤の認定数の部分が網掛けされていると思います。これらが見直しについて判断する材料となる部分です。

そして、②と⑤から量の見込みと認定数の割合を算出したものが1番下の表の⑦の量の見込みに対する認定数の割合です。

この部分の数値が90%以下もしくは110%以上であれば見直しの対象となります。

基準となる令和3年度の数値を見ていただくと1号が77.9%、3号の1・2歳が87.6%、0歳が124.7%と2号以外の数値が10%以上かい離しています。

同じく次のページの南部の⑦を見てください。

令和3年度は1号が132.5%、2号の幼児期の学校教育の利用希望が強いが82.1%、左記以外が83.5%、3号の0歳が89.7%と、3号の1・2歳を除き10%以上かい離しています。

北部・南部ともに量の見込みと認定数が10%以上かい離している項目があるため、幼児期の教育・保育の提供体制と確保方策の見直しを行う必要があります。

なお、計画と実績の表には、②と⑤の網掛け部分の1つ下に「他市分」という項目がありますが、こちらは他の市の児童が門真市の施設を利用するであろう人数になっております。他市の認定状況を把握することは困難であるため、見直しはせず引き続き計画上の数値を使用します。

資料2に戻ってください。

4の「量の見込みと認定数がかい離している要因について」ですが、1つ目の要因は門真市全体の人口減少です。

門真市全体の人口減少に伴い、児童数についても計画策定時の想定と大きくかい離しているわけではありませんが、やや減少していることが認定数の減少につながっていると考えられます。

2つ目の要因は、北部・南部それぞれの教育・保育のニーズの変化です。

先ほど、別紙2で見ていただいたかい離率によると、北部は1号の需要が想定より少なく、反対に南部は1号の需要が想定より多くなっており、1号の需要について計画策定時の想定と違いがあることが北部と南部それぞれでかい離が生じている要因と考えられます。

また、北部・南部ともに0歳の需要が増加していることについては、保護者の就労形態の変

化や小規模保育施設の整備が進んだことなどが影響していると考えられます。

次に、「5. 幼児期の教育・保育に係る量の見込みと確保方策の見直しについて」です。

見直し後の量の見込みは「補正後の推計児童数」に「支給認定割合」をかけて算出しております。

具体的な計算方法については、別紙3をご覧ください。

1番目の表は令和2年度から4年度までの実績、次の表は令和5年度・6年度の見直し前と見直し後の数値、そして別紙3の2枚目に、例として、北部の1・2歳の見直し後の認定数の算出方法を記載しています。

算出方法を左から順に見ていきます。まずは、推計児童数を令和2年度から4年度までの児童数の増減率に基づき計算しています。

令和2年度の児童数と令和3年度の児童数を比べると、増減率は99.7%、令和3年度の児童数と令和4年度の児童数を比べると増減率が102.0%となっており、その平均である100.9%を令和5年度・6年度に適用しています。

令和5年度の児童数は、令和4年度の児童数の720人に100.9%をかけて726人、令和6年度の児童数は先に算出した令和5年度の児童数の726人に100.9%をかけて733人としております。

これらが「補正後の推計児童数」となります。

次に右側を見ていただきますと、児童数に対する認定数の割合の増減率を算出しています。令和2年度は児童数708人に対し、認定数が413人で58.33%、令和3年度は児童数706人に対し、認定数が408人で57.79%、令和4年度は児童数720人に対し、認定数423人で58.75%となっています。

そのため、支給認定割合の増減については、令和2年度から3年度では-0.54%、令和3年度から4年度では+0.96%となっており、その平均は+0.21%となります。

そのため、支給認定割合は令和5年度・6年度も0.21%増加していくものと考え、今後の児童数に対する認定数の割合は、令和5年度が58.96%、令和6年度が59.17%となり、この数値を「支給認定割合」として適用しています。

見直しの結果としては、令和5年度の推計児童数726人に支給認定割合の58.96%をかけて428人、令和6年度の推計児童数733人に59.17%をかけて433人が見直し後の数値となります。

別紙3では、北部の1・2歳の算出方法を例として挙げておりますが、それ以外の地域・歳児も同様の方法で算出しています。

結果をまとめたものが別紙3の1枚目の下の表となっています。

かい離がなかった項目も含め、見直し後の数値を記載しておりますのでご確認いただければと思います。

最後に資料3をご覧ください。

こちらは幼児期の教育・保育の提供体制と確保方策の見直し案をまとめたもので、1枚目が令和5年度、2枚目が令和6年度の表となっており、表の左側が見直し前、右側が見直し後の数値となっております。

表の中で、網掛けとなっている部分が見直した項目となっており、②の量の見込みの部分については、資料2の別紙3で記載していた見直し内容と同じ数値になっています。

また、③の確保方策の部分も網掛けになっているかと思いますが、こちらは市内の各施設の

受入人数である利用定員を記載しており、計画策定時から利用定員が変動しているため、現時点の数値に修正しております。

なお、令和5年度の4月1日から利用定員を変更する予定の施設がいくつかございますので、見直し内容を完成させる際に、最新の数値へと修正いたします。

また、各表の一番下に「過不足数」という項目がございます。この部分が数字のみであれば、量の見込みに対し確保している枠数が足りており、数字の前に三角がついているものは枠数が不足していることとなります。

見直し後の過不足を見ていただくと、令和5・6年度ともに北部の3号の1・2歳で不足が生じておりますが、これは市内施設が現状の児童数に合わせて、確保枠となる利用定員を抑えていることや、量の見込み到他市の児童も含めていることが要因であり、状況に応じて枠の確保が可能な範囲の不足であると考えております。

説明については以上でございます。

(合田部会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局から幼児期の教育・保育の提供体制の見直しについての説明がありました。事務局から示された見直し内容につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

あれば挙手の方をお願いします。

(須河内副部会長)

すみません。

(合田部会長)

どうぞ。

(須河内副部会長)

ただいまのご説明によりまして、市内の施設の現状の児童数に合わせて、確保枠となる利用定員を抑えていくといたしますか、児童数に合わせて確保枠を修正していくという説明があったかと思えますけれども、それはそれで理解ができる話なのですけれども、保育士の数が今、なかなか集まらないという話を聞いております。

我々は養成校ですから、随分と保育園、認定こども園、幼稚園さんから怒られているところではございますけれども、ある市では、門真市さんではないですけれども利用定員が定められているにも関わらず、保育士数が確保できずに利用定員を抑えている状況が出てきているというようなことを聞きました。同様の問題で、この間もある保育団体さんから養成校側が怒られ、私たちはもうあきらめましたと言われてしまったのですけれども、そうした現状があるわけですね。

その辺について、門真市さんの状況というのはどのようになっておられるのか。つまり、保育士確保というのは非常に重要な問題になってくると思うのですけれども、確保方策と言うものをどのようにお考えになられているのかということです。

平成29年の保育所保育指針の改訂の後に出てきました保育行政の大きな流れはご存じのとおりで、保育の質の向上というのが出てきております。日本の保育は質の問題に着手していくと、そういうフェーズに入ってきたということでございます。

保育士の数イコール保育の質という話には当然ならないわけですが、少なくとも園内で研修を行う、あるいは園外の研修に積極的に出かけていくということが重要になってくる。その時に、保育士の数が足りていればいいのですが、ぎりぎりだということであれば当然のことながら、そうした研修に積極的に参加するということができなくなっていくわけですね。

施設側の余裕がない限りは、実は保育の質の向上というのは実現し得ないというようなことになるかと思えます。

そうした問題も含めて、今後の門真市さんにおける保育士さんの確保方策というものをどのように考えられて、実際にどのような取組が行われているのかということをお聞かせ願いたいということでございます。

よろしく願いいたします。

(合田部会長)

それでは、事務局の方よりお願いします。

(事務局)

門真市の方でも保育士の確保というのは重要なところであるというふうに認識しておりまして、現在の取組としては、国制度をベースといたしました保育士の宿舎借り上げ事業、こちらを実施しております。採用から3年目までの保育士さんたちに月額5万7000円を上限といたしました補助を行っております。

この他にも、保育士さんのお子さんの優先入所や、業務負担の軽減を図るための保育補助者を雇いあげるための補助を今現在は行っております。

(須河内副委員長)

ありがとうございます。

ありがたい取組で養成校としても、ぜひそうした取組は拡充していただきたいというふうに思っております。特に、宿舎借り上げの話に関しましては、門真市さんに近い学生さんのみならず、遠方から来ている学生さんにも紹介していくことができるということになりますから重要な対策の1つかなと思うわけですが、ただ、門真市さん独自のメニューかというところでもないような気がします。

東京に行くともう、かなり高額な金額を出しているという話も聞きます。

東京は保育士の数が少なく、えらいことになっているので、ものすごく大胆な方策をいろいろと取られているところもあるわけですね。

大阪府内で考えても、例えば聞いたところによると守口市さんは新卒の保育士さんに最大40万円の給付があるというような話を聞きますし、枚方市さんでは職員1人当たり月額1万円の上乗せ給付があると聞いております。

そうした処遇改善の一端として方策を立てているところがあるということをお聞きしており

ます。これは実は我々、養成校の教員の指導不足と言いますか、処遇改善と言いますか、お金に釣られて動いていくのはいかかなものかというところがありますので、単純に処遇が改善されて、そこに人が集まるという現象はあまり好ましいことではないのかなとは思っています。しかし、考え方として、私としては処遇改善という話ではないのじゃないかなと思っています。

そうではなくて、これまでは保育士さんたちの専門性の評価が低かったと、少なくとも正当ではなかったということなんだと思います。

保育士さんたちの専門性の高さから考えるとそれに対しての正当な評価をなされてしかるべきということなんです。単純に言えば、幼稚園教諭・保育士さんを含めて小中高の教員の給与を比較してみますと、やはり幼稚園や保育所さんが下位に位置付けられているというようなことになるわけですね。

その差の根拠がどういうところにあるのかということが、ずっと不明瞭なままできているというようなことがあります。

純粹に専門性の高い低いという比較はもちろんできないわけですがけれども、少なくとも現状のような形で、根拠のないところで、正当な評価がされていないというのはやっぱり大きな問題だなというふうに思います。

ですから、単純に多くお金が出るところに人が集まるという話ではなくて、如何にして保育士さんたちの専門性を評価するのかというような視点で持って、少し処遇面の改善というようなことも必要なかなということだと思います。

もちろん本質的な問題は保育の魅力ということで、門真市における保育はやっぱり魅力的なんだと、非常に質の高い保育が行われているということであれば、自ずと人が集まってくるということがありますので、本質的な問題はそちらなのかもしれないですがけれども、それにしてもやはり処遇面と同時に考えていかなければいけない問題かなと思います。

そうしたことから考えますと、単純にお金を出してくださいという話ではなくて、保育士の評価をこれからどうするのかということも含めてどのようなお考えを持ってらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

保育士さんに魅力的であると選んでいただける市となりますように、次年度に向けて保育士さんの確保につながるような事業の提案を上げ、関係部署と協議させていただいているところでございます。

(須河内副部長)

ありがとうございます。

ぜひ、魅力的な施策が実施されることをお願いしたいと思います。

それとこれからお話することは現状を踏まえた私個人の考えとなりますが、本件に関連するかと思いますので、少しお話させていただきます。現在、我々養成校の募集が非常に苦戦している状況です。それは私の所属している大学だけでなく、全国的に保育士養成校の募集は苦戦している状況があります。やはり保育士離れ、幼稚園教諭を含めてですけれども、どうも起こっているというような状況があります。

これがどこに起因するののかという点、まだ分かっていないのですけれども、単純に、一時期保育所はブラックだという情報が広まりましたし、このコロナでかなりリスクも伴う仕事なんだというネガティブなイメージが、わっと流れて、その一時的な影響かなと思います。

ただ、そうした一時的な影響であればいいのですけれども、これまでは保育職というのは小学校の子どもさんに聞きますと憧れの職業、少なくとも女子児童さんの憧れの職業には必ず上位に入ってきた職業ですけれども、ひょっとしたらここ数年でそれがなくなってしまう可能性があるということをちょっと恐れているところです。

つまり、保育職は魅力的ではないと、そういうふうな社会からの評価をされてしまった時には今以上の危機的な状況になってしまうのではないかなと思います。

ですから、風評被害に押されてしまって、実際の保育の仕事を理解されないままに、どんどん誤解されたイメージのみが先行していくということになっていきますと、これは、国家的な問題で危機的な状況になる可能性があるというふうな考え方をしています。

ですから、我々養成校の責任は非常に重いのですけれども、養成校だけでは解決できるような問題ではないので、そこはやはり保育に関わるすべての人々が危機感を持って取り組まなければならない問題かなというふうな思っております。ぜひ門真市さんでもそうした認識を持って、保育の魅力が伝えられるような、魅力的な職業であり続けることができるような施策を取っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(合田部会長)

ありがとうございます。

(足立委員)

まったくその通りですね。

先ほど、具体的なことはおっしゃらなかったのですけれども、私立幼稚園協議会とともに、どうやって保育教諭を確保したらいいのか、たまに知恵を絞りながらですね、勤続年数に応じて補助をしようとするようなスタンスで財政の方とか企画の方へ働きかけていただいております。非常にありがたいなと思っております。

他にもいろいろと連携を密に取らせていただきながら、本当に我がことのようにご尽力いただいているのは確かですが、如何せん、ここにあります数値のように少子化にも関わらず、0・1・2歳児の需要が年々増えてまいりましたので、それに追いつくだけの人材を確保できないのが、非常に現実の状況であることは、両先生ともご存じだと思います。

今、園によって本当に違いがありまして、もう養成校には頼れない、当てにできないから人材派遣に頼もう、紹介会社に頼もうというのが日常化しているのが現状みたいですね。

これを打開するために、中学生・高校生辺りの学生さんを養成校が早いうちに魅力をPRしてですね、学生の確保に努めていただくとか、小中学校から幼稚園、保育園での職場体験を、コロナもありましたので中断していましたが、今週ですか、うちは門真の一番へきにありますが、大東市の中学生が3人ほど今日まで来ております。

本当に須河内先生がおっしゃったように、国家的なレベルで問題として捉えないといけないのではと思います。

すみません。余計な話をして。

(熊谷委員)

すみません。保育士の確保というところで、1つ保護者の立場から意見をさせていただきたいのですけれども。

実は私、2番目の子どもが高3で今受験なのですけれども、保育士になりたいと言って、幼児教育学部がある学校を受けています。でも、保護者としてはやっぱり娘は子どもの時から、10年前から保育士になりたいと頑張ってきているので、応援してあげたいという思いはあるのですけれども、一般的にもすごくお給料が低いとか待遇が悪いとか、その辺のところですごく親としては将来が見えないというところで、不安はあります。

やはり、上の子どもたちを幼稚園に入れるまでに未就園児サークルとかも1回他の園に行ったりとか、幼稚園教諭を辞められた方が主催するサークルにたくさん遊びに行かせていただいたのですけれども、そこにいる保護者の方も保育士免許とか教諭免許を持っている方がたくさんいらっしゃるんですよ。

それで、なんで復帰していないのかというと、やはり待遇のところとか、出産されて子どもを持たれてまた復帰できるのか、そこにすごく葛藤があるというか。だから、落ち着くまでは子どもといたいというのはすごく言われていたのですけれども、結局、落ち着いたらまた戻るのでかと皆さんに聞いたら、それはちょっと分からないですとほほほの方が言うんですね。

すごく未来がある職業なのに、資格を持ってられるのにもったいないなと思ったことはたくさんあります。

(合田部会長)

貴重なご意見をありがとうございます。

(足立委員)

夢のある仕事です。あとは、我々現場も待遇については自助努力と国・市の援助もしていただきまして。

うちは私学助成園だったのですが、去年から施設型の幼稚園とって新制度に移りましたから、本当にもう充実した処遇を改善できたなと喜んでおりましたので、決して悪くないと思いますので。

お金もそうですけれども、自分がやりたい仕事と言うのは会社に勤めてるのとは別だと思いますので、その充実感、自分の達成感、それと自分の成長につながるというそのような価値観がなによりも大事だなと思います。

我々も市の皆さんに応援していただいて頑張っておりますので、ぜひ夢を叶えていただきたいなと思います。

(合田部会長)

現場と養成校と保護者の立場からの話でしたけれども、私も須河内先生のお話を聞いてまったく同感で、本当にこちらの思うがままにはなかなか進まないというのが実情でして、やはり

各市も確保する形で取組をされていますので、今の学生は目先のお金というところにかなり左右されるところがありますので。

しかしながら、まったく須河内先生には同感で学生に話をするときには、給料が高いほど魅力があると思うけれども、大事なのはそこがどんな保育をしているのかということ、あなたに合う合わない、そこを基準にするというのが大事ではないかと。

高いけれども保育内容が全然違う、つまり嫌々行くのか、ちょっと安いけれども自分にぴったりのところに楽しんでいくのか。それを考えていけば、高いから覚悟して行ったものの途中で辞めるとか、それこそ兎と亀ではないですけれども、こつこつやっていたら昇給もありますので、それをトータルで考えたらどうなのかという、そういう部分を考えていかないといけないよ、という話をさせてもらうのですけれども。

3者それぞれのご意見、本当に貴重でありありがとうございます。

それで、また、市の確保という形での取組も大事なと感じました。

ごめんなさい。私の感想みたいな形になってしまいましたけれども。

でしたら、先生もよろしいですか。他になにかありませんか。

それでは、他にご意見等はございませんので、幼児期の教育・保育の提供体制については事務局の説明のとおり見直しを進めさせていただいて、委員の皆様もよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(合田部会長)

それでは、事務局は説明どおり見直しを進めるようよろしくお願いいたします。

続きまして、議題1の残りの内容につきまして事務局より説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料4をご覧ください。この資料を用いまして地域子ども・子育て支援事業の見直しについてご説明をいたします。

計画では、11の「地域子ども・子育て支援事業」について量の見込みと確保方策を定めており、計画と実績にかい離がある場合は、事業の実施状況、利用状況及び新型コロナウイルスの影響に留意した上で見直しを行うこととされています。

なお、内閣府から見直しをするための明確な基準は示されておりませんが、本市では教育・保育の提供体制と同様、計画と実績に10%以上のかい離がある事業、つまりかい離率が90%以下もしくは110%以上の事業について見直しを検討しております。

また、10%以上のかい離が生じている場合でも、かい離の要因等を考慮し、結果として見直しを行っていない事業がありますので、ご注意ください。

それでは、資料4をご覧ください。この資料では計画で定める地域子ども・子育て支援事業について、その概要、計画内容と実施状況、見直しの方向性をお示ししています。

まず、開いていただきまして、1の「利用者支援事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2・3年度ともに量の見込みと実施状況が一致しており、かい離が生じていませんので見直しは実施していません。

次に、2の「地域子育て支援拠点事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み15,997人に対し、実施状況が4,129人、令和3年度は量の見込み16,214人に対し、実施状況が3,531人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、認定こども園等の就学前教育・保育施設の整備が進んだことによる待機児童の解消や新型コロナウイルスの影響により閉室していた期間があったことが挙げられます。

見直しの方向性としては、新型コロナウイルスの影響は大きいものの、その他の要因や平成30年度・令和元年度の実績を踏まえると、今後もしかい離が生じると見込まれることから見直しを実施するとしています。

見直し後の量の見込みは、令和2～4年度の人口動態を反映して算出した令和5・6年度の0歳～5歳の推計人口に、平成30年度・令和元年度の利用人数の割合の平均をかけて算出しており、令和5年度は16,180人から12,588人、令和6年度は16,374人から12,368人へ見直しました。

なお、確保方策については、計画に定める実施箇所数で見直し後の量の見込みの利用人数を受け入れることができるため、見直しは行いません。

次のページの3の「妊婦健康診査」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2・3年度ともにかい離が小さいため、見直しは実施していません。

次のページの4の「乳児家庭全戸訪問事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み437人に対し、実施状況が393人と10%以上のかい離が生じているものの、令和3年度は量の見込み424人に対し、実施状況が422人とかい離が非常に小さくなっています。

見直しの方向性としては、令和3年度のかい離が非常に小さくなっていることに加え、本市ではこの事業で訪問する世帯と新生児訪問を受ける世帯の両方を合わせて乳児がいるすべての世帯の確認をすることとしているため、年度によっては新生児訪問を受ける世帯の割合が多くなることなども考慮し、見直しは実施しないとしております。

次のページの5の「養育支援訪問事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み9人に対し、実施状況が8人、令和3年度は量の見込み12人に対し、実施状況が5人となっており10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、量の見込みの数値が小さいため、利用実人数の変動がかい離率に大きく影響してしまうこと、また、新型コロナウイルスの影響等で導入を希望する利用者が減少していることが挙げられます。

そのため、見直しの方向性としては、新型コロナウイルスの影響やその他の要因を考慮し、見直しは実施しないとしております。

次のページの6の「子育て短期支援事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み75人に対し、実施状況が23人、令和3年度は量の見込み82人に対し、実施状況が19人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、新型コロナウイルスの影響により施設の利用制限や利用控えがあったことが挙げられます。

そのため、見直しの方向性としては、新型コロナウイルスの影響や令和元年度から開始した事業であり過去の実績を参考とするのが難しいことを考慮し、見直しは実施しないとしています。

次のページの7の「子育て援助活動支援事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み522人に対し、実施状況が104人、令和3年度は量の見込み533人に対し、実施状況が141人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、放課後児童クラブや保育園等の施設整備が進んだこと、また、新型コロナウイルスの影響により、利用控えがあったことが挙げられます。

見直しの方向性としては、新型コロナウイルスの影響は大きいものの、その他の要因や平成30年度・令和元年度の実績を踏まえると、今後もかい離が生じると見込まれることから見直しを実施するとしています。

見直し後の量の見込みは、令和2～4年度の人口動態を反映して算出した令和5・6年度の0歳～11歳の推計人口に、平成30年・令和元年度の利用人数の割合の平均値をかけて算出しており、令和5年度は553人から343人、令和6年度は566人から334人へと見直しました。

なお、確保方策についても量の見込みと同じ数値へと見直します。

次のページの8の「一時預かり事業」をご覧ください。

この事業は「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」に分かれておりますので、まずは、「幼稚園型」から説明いたします。

「幼稚園型」の量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み25,937人に対し、実施状況が25,512人とかい離はほとんど生じていませんが、令和3年度は量の見込み25,200人に対し、実施状況が32,609人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としております。

かい離が生じている要因としては、保護者の就労形態の変化や3歳～5歳の教育・保育の無償化の影響が挙げられます。

見直しの方向性としては、かい離が生じている要因を考慮すると、今後もかい離が生じると見込まれることから見直しを実施するとしています。

見直し後の量の見込みについては、令和2～4年度の人口動態を反映して算出した令和5・6年度の3歳～5歳の推計人口に、令和3・4年度の利用人数の割合の平均値をかけて算出しており、令和5年度は23,485人から29,845人、令和6年度は23,451人から29,800人へと見直しました。

また、「幼稚園型の内、私学助成における預かり保育」については、令和3・4年度それぞれの幼稚園型全体に対する内数の割合を算出し、それを平均した数値を幼稚園型の見直し後の数値にかけて算出しており、令和5年度は8,827人から10,505人、令和6年度は8,814人から

10,490人へと見直しました。

なお、確保方策も量の見込みと同じ数値へと見直します。

続いて、「幼稚園型を除く」につきましては、量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み5,087人に対し、実施状況が1,154人、令和3年度は量の見込み5,006人に対し、実施状況が1,025人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、認定こども園等の就学前教育・保育施設の整備が進んだことにより待機児童が解消したことや、新型コロナウイルスの影響による利用者側の利用控え、施設側の受入控えがあったことが挙げられます。

なお、待機児童の解消は令和元年度から、新型コロナウイルスの影響は令和2年度からとかい離の要因が続いて生じたため、これらの要因それぞれがどの程度利用者数へ影響したのかを切り分けることが困難となっているため、見直しの方向性としては、かい離が生じている要因それぞれの影響がどの程度か判断することが難しく、見直し後の数値の算出が困難であるため見直しは行わないとしています。

この項目については、内閣府より「新型コロナウイルス感染症等の影響により平常時の実績の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要か判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はない」と示されていることから、このように判断させていただきました。

次のページの9の「時間外保育事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込みの北部553人、南部420人、合計973人に対し、実施状況は北部336人、南部306人、合計642人となっており、令和3年度は量の見込みの北部551人、南部410人、合計961人に対し、実施状況が北部376人、南部340人、合計716人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、新型コロナウイルスの影響による利用控えが挙げられます。

そのため、見直しの方向性としては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、見直しは実施しないとしています。

次のページの10の「病児・病後児保育事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み3,651人に対し、実施状況が80人、令和3年度は量の見込み3,599人に対し、実施状況が639人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、実施箇所数が少ないことや児童人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えなどが考えられます。

見直しの方向性としては、新型コロナウイルス感染症の影響は大きいものの、その他の要因を考慮すると今後もかい離が生じると見込まれることから見直しを実施するとしています。

見直し後の数値については、利用者の利便性の向上施策や令和3年度の実績、確保方策で定める実施箇所数、児童人口の減少などを総合的に勘案し、算出しており、令和5年度は3,393人から1,887人、令和6年度は3,339人から1,822人へと見直しました。

なお、確保方策についても利用人数は量の見込みと同じ数値へと変更しますが、実施箇所数については当初の計画のとおりとしています。

最後に、11の「放課後児童健全育成事業」をご覧ください。

量の見込みと実施状況を見ていただくと、令和2年度は量の見込み1,561人に対し、実施状況が1,562人とかい離は小さいですが、令和3年度は量の見込み1,563人に対し、実施状況が1,400人と10%以上かい離が生じていますので見直しの検討対象としています。

かい離が生じている要因としては、新型コロナウイルスの影響による利用控えが考えられるため、見直しの方向性としては、新型コロナウイルスの影響を考慮し、見直しは実施しないとしています。

「地域子ども・子育て支援事業」の見直しについての説明は以上でございます。

(合田部会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より、地域子ども・子育て支援事業についての見直し内容について説明がありました。

事務局から示された見直し内容に対し、ご意見やご質問がありましたら挙手のうえ、お願いいたします。

(足立委員)

この間もご説明いただいた時に思ったのが、病児保育事業のことにつきまして、今現在は北部1箇所と南部が病後児が1箇所ですか。熱のある子どもを簡単に連れていけるところがもうちょっと増えればなというのは思っていたんです。

そういう場合にやはり、大きな病院に1室を設けていただくとか、市からのそういう積極的な依頼をしてもらってはどうかなのということは、ちょっと思っているんです。思い付きですけども。

(合田部会長)

今の足立委員の問いかけに対し、どうでしょうか。

(事務局)

はい。ニーズに応じまして検討してまいります。

(足立委員)

できましたら、そういう安全・安心な子育てができるような、親御さんも働く方が多くなっていますので、1つお願いしたいと思います。

(合田部会長)

よろしいでしょうか。

(足立委員)

以上です。

(合田部会長)

清水委員はいかがでしょう。

(清水委員)

これまでのコロナ禍の中では、病児・病後児保育事業の施設がもう少し増えたらいいかなとは思っています。

(合田部会長)

そうですね。去年、今年と本当にコロナで振り回されたので。

今のは感想という感じでよろしいですか。こうなったらいいなという希望的な話で。

何かを問いかけるとかはいいですか。

(清水委員)

はい。大丈夫です。

(合田部会長)

須河内先生どうぞ。

(須河内副部会長)

病児保育のことが出ておりますので、令和2年度と3年度の年間のべ利用人数を見ますと、ずいぶんと、2年度は80人で3年度が639人ということで8倍ぐらいに増えているわけですが、これはコロナに対する社会一般の受け入れ体制や認識であったりとか、いろんなところがあるのだと思いますけれども8倍に増えているというところはこういった要因があるのかというのを教えていただきたいです。

(事務局)

病児保育の施設というのが令和2年度の10月に開設したものですので、半年も経っていないというのもありましたし、コロナで利用者が減っていたということもありますので、令和2年度は利用人数が極端に少ないということになったのかなと。

令和3年度の人数が、今現状もコロナの影響はございますが、年間を通じた件数というふうに取れるのかなと。

あと、令和3年度は2,000円かかっておりました利用負担料が500円になっておりますので、そちらの影響もあると考えております。

(須河内副部会長)

以前から言われてきた話の利用料の効果はずいぶんあったということなので、そうするとニーズはやはりあると考えた方がいいということですよ。

単純に病児保育という話ではないですけども、よくマスクミなんかにも出てくる状況です

が、シングルの場合、コロナでお子さんが自宅待機になった時に保育所に預けるわけにはいかなくなりますので、仕事を休まざるを得ない状況になって、家計を逼迫していくような状況が出ているということがあります。そうした状況を考えますとコロナに対する対策ということになりますから、単純に病児保育ということでは考えられないわけですが、やはり気軽に預けられると言うとちょっと語弊がありますけれども、預けやすい施設が複数ある、そうした施設数が必要になると考えられます。足立委員のご意見にもありました通り、ご検討いただくとありがたいです。

それと、全体を通してですけれども、確保方策そのものに対しての今回の見直し案に対しては納得しておりますけれども、やはり全体的に利用率が低いような気がします。

これをどう改善するかというのは、やはり大きな課題になるのかなと思います。

それこそ、熊谷委員に少し後でお伺いできればと思いますけれども、自分の子どもさんを何らかの形で誰かに預ける、事情があって預ける時に知っている人には預けやすいと思うのですが、知らない人には預けづらいという現状があると思うのですね。

子育てをしている側からすればそうした認識があるわけで、行政の機関でこれだけサービスがありますよと店を開いても、やっぱりそこにいらっしゃる方がどんな人か分からない、どういう施設か分からないということであれば、そもそもの認知度の問題がありますけれども、あるのは知っているけれども、なかなか利用しづらいということになると思います。施設に対するファミリーティというか、親しみやすさやなじみのあるものにしていく必要があると思います。まずは、そうしたどんなところか分からないというところから来る不安みたいなものがあって利用しづらいというようなことがあると思います。また、日本人的な感覚なのかもしれないかもしれませんが、預けてはいけないといいますが、親が責任を持たなければいけないという過度な意識も非常に強いんじゃないかなと思います。

そういうことを考えていきますと、店を開きましたというだけではこの数字は変わっていかないんじゃないかと思うのですね。やはり、その壁を越えていける、利用率が高まっていく方策を少し考えていかないと本来的にこうした取組をしている意味がなくなってくるということですよね。

子育てを家庭で行うだけでなく、社会でやっていまいしょうという発想の中でこうした会議あるいは保育施策が進んできているわけですから、今、このように利用率がなかなか上がらないという数字が出てきているわけですから、こうしたエビデンスに基づいてどうすれば改善策が立てられるのかというのは、今後の課題としてお考えいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(熊谷委員)

確かに、子育ては母がやらなければならないというイメージがものすごく強くて、頼むにしてもご近所さんに軽々、気軽に頼むところでもないですし、ましてや病み上がりの子とかになってしまうと、病児保育や病後児保育は本当にありがたいですけど、うちの子たちが本当に必要な時期はもう終わってしまっていて、小学生とかでどうしても仕事に行かないといけないときは、寝てるだけなので、何とか食事を置いて放置していくという時もありますし。

でも、幼稚園児ぐらいだと、本当にそれで助かるお母さんもたくさんいると思うのですね。

松下こどもクリニックが私たちはかかりつけですけれども、あるんやって思った時に、何かあった時にここに頼もうって本当に思いましたし、松下先生と保育士さんが連携しているのも、日ごろ風邪などにかかった時も他の病児保育の利用者さんと連携をとっていろいろとされているのを見てすごくいいところだなと思っていたんですけれども、今、松下こどもクリニックはないんですね。

となると、これからの子育て世帯の方はやっぱり、利用料金が500円というのもすごくいいなとは思いますが、安心してお預けできるところということをもっとアピールしてほしいというのがすごくあります。

たぶん、お仕事をされている方ってあまり広報とかも読まないんですよ。ぱっと見て、内容があまり入ってこないんですよ。暇だと読むんですけども。

なので、保育所とかこども園といったところにはあると思うのですが、もっとたくさんの方にアピールしてもらったらなと思います。

(合田部会長)

ありがとうございました。

今、須河内委員の方から病児・病後児保育の利用の実際の問題、熊谷委員の方から他人さんへ預けることの現状というところがありましたし、さらに病児・病後児保育だけではなくてこの11の事業全体の利用率の低下への提言もあったかと思えますけれども、それをトータルで事務局よりご返答というかお話などありますか。

(事務局)

今、ご指摘いただきました情報発信の面につきましては、やはり私も実際に子育てをしている身であって、おっしゃられたとおり働く身の方がどういう情報が取りやすいのかを考えながら情報発信の方法を全庁的に考えていかないのかなという議論が今、始まっていますので、そこに連携しながら、どうやったら手元にちゃんと情報が届くのかということも今後検討して行って、せっかくサービスがあるのに届いていないと意味がありませんので、そこも引き続き検討していきたいと考えております。

(合田部会長)

全体の事業について今後の取組の活性化という面で、内容などあればいかがでしょうか。

(事務局)

今回は見直しのところで数が少ないというところもコロナの影響があるのかなと。今回見直しをさせていただいていますが、コロナの影響が大きいのであれば翌年に繰り越してもいいという中でしたけれども、一定、今回やらさせていただこうという中で、やはり影響が大きいというところで。

また、改善していけば状況も変わるのかなとの思いも持ちながら、やはり先ほど申し上げましたとおり、情報発信であったりとか、確保方策なんかを引き続きしていかなければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(合田部会長)

ありがとうございました。

情報提供などについて考えていただけるということで。

他、よろしいでしょうか。

でしたら、特にご意見はないということですので、地域子ども・子育て支援事業について、事務局から説明ありましたとおりに見直しを進めていただいて、委員の皆様もよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(合田部会長)

ありがとうございます。

それでは、事務局は説明のとおり見直しを進めていただくようお願いいたします。

次に、議題2のその他として事務局よりなにかございますでしょうか。

(事務局)

はい。

それでは、今後の予定について説明いたします。

本日、説明させていただいた量の見込みと確保方策の見直し内容については、整理した上で、子ども・子育て会議で報告させていただき、今年度中に最終案として確定させていただきます。

次回子ども・子育て会議につきましては、令和5年3月ごろを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

(合田部会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見やご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「令和4年度第1回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会」を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(以 上)